労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第４号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

三重労働局長　藤井　礼一

三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金

1　適用する地域　三重県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

⑵　⑴に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

⑶　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　書類等の事業場内集配、複写、運搬又は簡易な入力の業務

ハ　手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、取付け、検数又は材料若しくは部品の送給の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）

ニ　塗装若しくはメッキにおけるマスキング又はさび止めの処理の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間805円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間780円」を「１時間788円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間801円」を「１時間808円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間786円」を「１時間793円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

三重労働局長　藤井　礼一

第４号中「１時間822円」を「１時間829円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

奈良労働局長　小松　克行

第４号中「１時間797円」を「１時間803円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

奈良労働局長　小松　克行

第４号中「１時間797円」を「１時間802円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、奈良県自動車小売業最低賃金（平成20年奈良労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

奈良労働局長　小松　克行

第４号中「１時間797円」を「１時間804円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 27 日

島根労働局長　佐藤　弘実

第４号中「１時間744円」を「１時間750円」に改める。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一、調査の種類　山村境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

鹿児島県　十島村

四、調査期間　平成二十四年及び平成二十五年

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十四年十一月二十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

北海道　小樽市

四、調査期間　平成二十四年及び平成二十五年

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月二十二日（木）

○国会提出案件（抜粋）

一、東日本大震災からの復興の状況に関する報告について（決定）（復興庁）

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都新宿区新宿一丁目25番１号**日本テクノ株式会社**の千葉県袖ケ浦市南袖50番地２日本テクノ袖ケ浦グリーンパワーについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 11 月 27 日

千葉地方法務局木更津支局